

富士市森林墓園条例における碑石等設置に係る指針について

1. 目的

この指針は、富士市森林墓園条例及び富士市森林墓園条例施行規則に基づいて、碑石等の適正な設計施工を行うための必要な事項について具体的な方針を示すものである。

2. 基本的事項

富士市森林墓園において碑石等を設置する場合、この指針に基づき富士市森林墓園の景観を損なわないよう努めなければならない。

碑石等設置基準（富士市森林墓園条例施行規則第15条）

○ 芝生墓所

区分	設置基準
碑石等の種類及び数	墓碑、墓誌、香炉及び水鉢は各1基、塔婆立ては2基以内、花立ては一对とすること。
墓碑の設置場所及び寸法	1 納骨施設（カロート）の上部に設置すること。 2 高さは、70センチメートル以内とすること。 3 幅は、90センチメートル以内とすること。 4 奥行きは、90センチメートル以内とすること。
その他	1 植栽等を行わないこと。 2 囲いを設置しないこと。

○ 普通墓所

区分	設置基準
碑石等の種類及び数	墓碑、墓誌、香炉及び水鉢は各1基、塔婆立ては2基以内、花立ては一对とすること。
墓碑の設置場所及び寸法	1 納骨施設（カロート）の上部に設置すること。 2 高さは、160センチメートル以内とすること。 3 幅は、90センチメートル以内とすること。 4 奥行きは、90センチメートル以内とすること。
その他	1 樹木等を植えないこと。 2 コンクリート等による舗装を行わないこと。 3 外柵を設置しないこと。

3. 碑石等の設計・施工に当たっての留意事項

(1) 墓碑について

- ・ 墓碑の高さについては、既設の納骨施設（カロート）の上面からの高さとし、墓石に台座を設置した場合は、その台座を含めた高さとする。
- ・ 墓碑の材質については、恒久的に使用可能な素材とし、木材等は用いないこと。
- ・ 墓碑の色彩については、周辺の景観を損なわないよう原色等の奇抜な色の使用は禁止とし、「碑石等設置・改修届出書」に色見本を添付すること。また、墓碑に刻む大型の文字等に関しても同様とする。

(2) 墓誌、香炉及び水鉢、塔婆立て、花立てについて

- ・ 墓碑と同様、恒久的に使用可能な素材とし、色彩についても原色等の奇抜な色の使用は禁止とする。
- ・ 墓誌、香炉及び水鉢は各 1 基、塔婆立ては 2 基以内、花立ては一对とする。
- ・ 「ロウソク立て」は一对までとし、香炉とみなすため、別に香炉を設けることは認めない。

(3) 芝生墓所

- ・ 碑石等を設置する際には、左右及び背中合わせのカロートと当該カロートの中間の距離を計り、それぞれのカロート同士の半分の距離以内に設置すること。
- ・ 囲い又は墓誌や塔婆立て等を一体化させ、囲いと同様な形状のものは設置しないこと。
- ・ 樹木等の植栽は行わないこと。

(4) 普通墓所

- ・ 区画内をコンクリート等で舗装しないこと。
- ・ 外柵は設けないこと。また、墓誌や塔婆立て等を一体化させ、外柵と同様な形状のものは設置しないこと。
- ・ 基礎及び設置物が縁石に触れないように設置すること。
- ・ 樹木等の植栽は行わないこと。

(5) その他

- ・ 施工する際は、芝生や縁石等を痛めないように十分に養生を行い作業すること。
- ・ 「碑石等設置・改修届出書」に添付の設計図について、設置墓所内の土間部分について状態を明記すること。
- ・ 施工の際に、承認書に明記されている区画、列、号を必ず確認すること。
- ・ カロート内に細工を施さないこと。また、既存のカロート蓋を使用すること。
- ・ 墓碑、墓誌、香炉及び水鉢、塔婆立て、花立て以外に水子地蔵等の構造物は設置しないこと。
- ・ 「碑石等設置・改修届出書」は原則として施工する 5 日以上前に提出すること。
- ・ 墓所が返還された場合、現状復帰できるような設計・施工を行うこと。